



事務連絡
令和3年12月13日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課
（マスク等物資対策班）

「医療用物資の備蓄体制の強化について」に係る医療用物資の対応について

医療用物資（サージカルマスク、N95 マスク（DS2 マスク等を含む。以下同じ。）、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋をいう。以下同じ。）については、令和2年7月31日付け事務連絡「医療用物資の備蓄体制の強化について」（令和2年8月31日最終改正）により、対策の主軸を、応急的な対応（緊急時体制）から、国内において必要な備蓄を計画的に確保していく対応（警戒体制）へ段階的に移行することといたします。このような方針の下、サージカルマスク、アイソレーションガウン及びフェイスシールドについて、順次移行対象としてきたところです。

今般、N95 マスク及び非滅菌手袋について、需給状況の改善を踏まえ、移行の対象となる医療用物資とします。

それに伴い、下記の対応を講じることといたしますので、都道府県におかれましては、引き続き、医療用物資の備蓄の確保等の必要な対応を行うとともに、貴都道府県管内の医療機関等への周知をお願いいたします。

記

1 移行の対象となる医療用物資

- サージカルマスク、アイソレーションガウン及びフェイスシールドに加え、N95 マスク及び非滅菌手袋の優先配布を、本年 12 月をもって休止します。
- 今後の状況変化により需給が逼迫し、医療機関等において必要量の確保が困難となる状況が生じた場合には、直ちに従前同様に国からの優先配布を実施することを想定しています。
- また、個別に発生する緊急の需要に迅速に対応するため、全ての医療用物資について、G-MIS を活用した国による緊急配布 (SOS) を引き続き実施します。

2 「特別配布」の実施について

- 今回、移行対象となった N95 マスク及び非滅菌手袋については、都道府県や医療機関等の現場備蓄用として、優先配布の 3 ヶ月分の医療用物資を一括して配布（以下「特別配布」という。）します。
- 特別配布の都道府県別の配分や医療機関等への配布手続については、基本的にこれまでの優先配布と同様の考え方で実施いたしますが、感染再燃時やクラスター発生時の初動対応など緊急時に備えた備蓄として活用いただくようお願いいたします。
- 今回の特別配布の対象となる医療用物資と配布量は、以下のとおりです。
 - ・ N95 マスク 全国合計で約 300 万枚
 - ・ 非滅菌手袋 全国合計で約 3,600 万双
- 都道府県におかれましては、都道府県や医療機関等の現場備蓄用として必要な医療用物資の数の見込みを算出し、別紙の様式 1 及び 2 に配布先の所在地や必要な医療用物資の数などの必要情報を記入の上、令和 4 年 1 月 21 日（金）までに提出をお願いいたします。（提出先：mask_ppe-ctr@mhlw.go.jp）なお、別紙に表示される各都道府県の配布予定数は上限であるため、必要な数のみ提出いただいても差し支えありません。

- 特別配布の対象となる医療用物資の配布については、配布数等を整理して順次配布予定で、遅くとも令和4年3月18日までには配送完了予定です。
なお、4月以降の配送希望は受け付けておりません。

担当者連絡先

マスク等物資対策班

TEL : 03(5253)1111 内線8209

03-3595-3454 (直通)

